

イタリア憲法院判決——軍人の表現の自由

井 口 文 男

はしがき

ここに紹介するのはイタリア憲法院一九八五年五月二日判決第一二六号で、軍人の集団的請願等を禁止した平時軍刑法の規定を違憲と宣告したものである。

わが国においては「軍人の表現の自由」というテーマはいささか扱いにくい。いうまでもなく憲法第九条の下では軍隊は存在しえないはずだからである。にもかかわらずこの国には一九五四年以来「戦力」にあらざる「自衛のため必要最小限度の実力」を備えた部隊¹自衛隊が存在しており、近年は海外でも活躍の舞台を与えてやるべきだとの親切な（お節介な？）議論も登場し、あたかも自衛隊の合憲性は当然のごとく前提とした上でその海外派遣が違憲か否かという次元で攻防が行なわれるというなきげない様相を呈するようになった。しかし「腐った木材を食う虫のような性格」³の解釈に埋没することなく第九

条をすなおに読むならば自衛隊が違憲であることは自明であろう。元自衛隊幹部がこれまた率直に告げているように自衛隊は軍隊なのである。さしあたりこの点の認識にたつてわたしはこのテーマにアプローチする。日本には軍隊が存在する以上その構成員の「人権」を問題にせざるをえないし、そのために迂遠ではあるが外国の素材をここに紹介する。

より根本的な課題、つまり現行憲法に忠実に自衛隊解体論に与するか現実をふまえ軍という権力の中核に統制を加えるという立憲主義の要請に依って憲法改正論を唱えるかはこの紹介の分担にはならない。

(1) Giurisprudenza Costituzionale, 1985, I, p. 894.

(2) 山内敏弘氏は「自衛官の基本的人権の「問題」を論じた文献がきわめて少ないという事実」を夙に指摘されていた。「自衛官の内なる人権と国家」法学セミナー一九九号（一九七二）が、この事実がその後改善されたという

きざしはさしあたり見あたらない。

(3) 鶴岡信成『憲法(全書)』六五頁(岩波書店、一九五六)。
 (4) 源川幸夫「樞文統籌議長に告ぐ」文芸春秋一九九〇年
 十一月号。

(5) この選状の間に第三の道、遺憾なことにこれが実情な
 のだが、すなわち第九条をそのままにして自衛隊の存在
 も認めるといふことはありえない。まさにこの二者択一
 を正しくも提起し、あえて第九条の理念に忠実ならんと
 するのが樋口陽一氏である(『「国平和主義」でなく何
 を、なのか』世界一九九二年八月号)。志操堅固といつて
 よからう。しかしこの立場をとれば現にある自衛隊Ⅱ軍
 隊にいかなる結着をつけるのか、その処方を示す責をも
 負うであらう。

〔参照条文〕

イタリヤ共和国憲法第二一条一項

何人も、自己の思想を言論、文書および他のすべての宣布
 手段により、自由に表明する権利を有する。

同 第五二条三項

軍隊の組織は共和国の民主的精神に基づくものとする。

平時軍刑法(一九四一年二月二〇日勅令第三〇三号)第一八
 〇条一項

一〇人以上の軍人が、事前の合意に基づき、集団にてもし
 くは個別に、同一の請願または同一の陳情もしくは苦情申立
 てをなした場合には、各人を一年以下の軍事拘禁に処する。

〔事 実〕

事実関係は概略しか分明でないが、第一のバドヴァ管区軍事
 裁判所の事案においては、数名の軍人が地震により使用不能と
 なった兵舎につき文書による集団苦情申立てをなし、また他の
 数名の軍人が同様の苦情申立てを食事からの集団離脱という行
 動でなしたが、前者は平時軍刑法第一八〇条一項により、後者
 は同条二項(四人以上の軍人が請願等を公然示威運動でなした
 場合には罪は六月以上三年以下の軍事拘禁となる)により起訴
 された。第二のカーリアリ管区軍事裁判所の事案においては、
 数名の下士官が上官の兵舎への宿直を命ずる職務命令に対して
 食事からの集団離脱という行動で苦情申立てをなしたが、同
 条一項で起訴された。

原審の申立て理由は概要次の通りである。

①平時軍刑法の当該条項は、請願等の内容を問わず一律にこれ
 を禁止しているので基本的権利(憲法第二一条)である思想表明
 の自由(憲法第二一条)に違反する。

②憲法第五二条三項は軍隊の制度の維持と市民の権利の保護と
 が適合することを求めているにもかかわらず、平時軍刑法の当
 該条項は軍人と一般市民との間で基本的な権利の享有につき差
 別しているので平等原則を定めた憲法第二条に違反する。

③平時軍刑法の当該条項は、軍隊は市民社会から分離された組
 織であるとの今日では克服された観念に依拠するものであり、
 また集団的請願は行政の能率的運営と公平という憲法第九七条
 の要請に適合するものであるからこれを禁止することは同条に
 も違反する。

これに対し国側は次の理由をもって本件における合憲性の問題には理由がないと述べた。

①平時軍刑法の当該条項は、個人による請願等は禁止してないので、思想の表明それ自体ましてはその内容に係るものではなく、集団的表明という方法のみを禁止しているので、憲法第二一条に違反しない。憲法院の判例においても権利の行使方法に係る規制は、それが権利そのものの変質をもたらしたは権利行使を困難もしくは端的に不可能ならしめない限りは、それ自体では権利侵害とはならない、と判示されている。

②憲法第五二条二項前段は、兵役は義務であり、その制限と方法は法律で定める、と規定している。この法律の留保に基づき、平時軍刑法の当該条項は、軍隊の存在に係る利益の擁護のために立法されたものであり、しかも思想表明の個人的自由は侵害していないので、立法者の裁量を逸脱するものではない。

〔法的判断〕

①二つの移送命令は実質的に同一の問題を対象にしているので併合して審理・判決を行なう。また平時軍刑法第一八〇条二項の合憲性の問題は同条一項の問題に還元されるので本院の審理を同条一項の合憲性の問題に限定する。

②平時軍刑法の当該規範が憲法第二一条さらには第三、第五二条に違反するのではないかの問題には理由がある。

疑いもなく当該規範は、反対意見表明の自由—およびこれに関連した請願の自由—を、すなわち思想表明の自由の一つの行使方法である集団的形態でのそれを刑事制裁をもって禁止して

いる。

思想の集団的形態での表明が憲法第二一条の保障する自由にとって不可欠のものであることは疑問の余地がない。というのは集団的形態は個人を超越した利害に係る意見表明を具体化するのに必要不可欠だからである。他方で、思想表明の自由のあらゆる行使方法も、それが民主主義体制において特別の価値を有するが故に、原則として憲法上の保障を受ける。すなわち表明または宣布手段の利用に関しても、行使方法に関しても憲法上の保障が及ぶことは当院の確立した判例となっている。この点に関して、当院は表現の方法が規制の対象となり、その結果当該権利の行使が制限されることは認めるが、この制限が正当化されるのは次の二つの要件の下においてである。まず当該制約が権利行使を困難または端的に不可能ならしめないこと、さらに他の憲法上の価値を擁護するという目的によって正当化されること。

ところで軍人の反対意見の集団的形態での表明に対する平時軍刑法の当該規範による制約は右のいずれの要件をも満たしていない。原審の裁判官が正当にも指摘したごとく、一方では、当該制約は、対象の漠然性または不明確性の故に過度に広汎なものとなっており、集団的形態による意見表明そのものを犯罪とし、その結果この自由の一つの本質的発現を無に帰している。他方では、当該制約の根拠を、軍隊組織に係る価値を憲法上保護するという要請に見いだすことができない。

③第一の要件に関しては、思想表明の自由の制約は公共秩序を暴力的転覆活動から保護する必要がある場合にのみ正当化され

るということが強調されるべきである。すなわち当院の判例によれば、思想表明の自由の制約が正当化されるためには、体制への激烈な批判、体制変革の必要性の指摘、イデオロギーの次元での社会的政治的秩序への異議申立てがなされたのみでは十分ではなく、行動へのせん動すなわち合法的秩序を危胎に瀕せしめるような暴力行為の開始が必要である。

以上のことを鑑みれば、本件で問題となっている規範は、軍当局に対する軍人の反対意見の集団による平穏な表明または集団的請願の平穏な行使を侵害し、かくして思想の集団的表明そのものを侵害し、さらにこのことは思想表明の自由を刑事制裁をもって広汎に制約し、この権利行使の本質的発現の一つを困難または端的に不可能ならしめていることは、明かである。

④第二の要件に関しては以下の点が考慮される。
まず、思想表明の自由としてとりわけ集団の形態におけるそれは、憲法第一条で民主主義の原理を厳肅に宣言したわが国においてのみでなく、かかる原理の根本的特色が示される法的政治的文明というより重要な場においても、民主主義原理の実現という目的に仕える、ということを確認しておく必要がある。

他方では、憲法第五二条が軍隊の組織は共和国の民主的精神に基づくものとする、と規定していることの内実を考慮する必要がある。

この二つの憲法上の規範的要請を調和せしめて判断するならば、わが国全体における民主主義の機軸をなす自由が、軍隊組織の固有の要請により前述の如く広汎かつ重大な制約に服することにはなりえない。

すなわち次のように考えるべきである。軍当局に対する軍人の反対意見の平穏な表明は、とりわけ軍紀または軍役に係る集団的要請の表現として集団的形態でなされるそれは、実定規範に依拠した要求の保障それ故実定規範の実現に寄与するのみでなく、軍隊組織の民主的方向への発展を推進し、憲法的要請を実現することにも寄与することになる。

以上述べてきたことは、軍紀および階級システムに体现される軍隊の一体性という固有の要請をないがしろにするものではない。軍紀等の価値が過度に優越的に保護されて、基本的自由そして軍隊組織の民主性そのものが損なわれることを拒絶することを意味するのである。

実際、平時軍刑法において集団的請願を犯罪としているのは軍紀の価値の擁護を推進せしめんとすの意欲の表れである。ここには軍紀をとりわけ厳格なものにし、その価値を称揚し、単なる危険の推定のみを理由として軍人の行動を処罰することによりその遵守を確保せんとすの軍における犯罪対策の権威主義的傾向が顔を覗かせている。

【主 文】

以上の理由により憲法院は、
平時軍刑法第一八〇条一項は違憲であると宣告する。

【解 説】

まず本判決の背景としてイタリアにおける「軍隊の民主化」運動につき概要を述べる。

一九四八年一月一日施行のイタリア共和国憲法は、戦争違法化の流れを積極的に受けとめさらにファシズム時代の戦争への非難をこめて第一一条で戦争を否認し、例外的に許される自衛権の発動としての武力行使につき第五二条一項で祖国防衛の市民の義務、同二項で兵役義務性を定め、第八七条九項で軍隊の指揮権を大統領に委ねるとともに、両議院の戦争状態の議決を経て戦争状態を宣言する権限も大統領に委ねた。無差別戦争観時代の遺物たる宣戦の規定がないのはいうまでもない。

ところで憲法第五二条にはさらに第三項がおかれており、これは軍隊は共和国の民主的精神に基づくと定めている。しかし、このことが具体的に何を意味するかは必ずしも明かではない。民主主義の概念自体が今日では多義性を有しているのであるから制憲議会においても物議を醸し、政治が兵営の中に浸透し軍隊の伝統と相容れないとか将校の選挙制を意味しているのかとの疑念が表明され削除の提案も出されたが、軍隊内においても人間の尊厳と自由が尊重されるべきとを意味するとの説明でもって何とか憲法に残ることになった。それだけの意味しか有しないのならば法規範とはいえず出来の良くない (infelice) 条文とも冷評されたくらいである。しかもいくら憲法で軍隊は民主的精神に基づくと定めても軍隊自身の改革が行なわれず、国民の軍隊に対する意識が変わらないうと、綱領の規定にとどまるであろう。

実際そのようになった。とりわけ東西冷戦下イタリアが NATO に加盟して以降は、左翼政党と政府・右翼政党との間で軍隊・国防政策をめぐる厳しい対決が生じ、軍隊は市民社会から

分離した異質な社会であるとの旧来の観念が容易に改まるという状況にはならなかった。しかし変化は六〇年代半ばから、まず良心的兵役拒否獲得運動として始まり、これは一九七二年法として結実する。国民が軍の問題に眼を向けだしたのである。

次いで軍隊の中からも、とりわけ空軍の下士官が「民主的軍人」を組織して軍紀改革運動を開始し、これが世論に影響を与えるようになる。各政党も軍隊の改革を真剣に検討するようになり、ついに一九七八年の「軍紀に関する原則的規定」という法律を生み出すことになった。この法律の詳細は後掲の拙訳を参照していただくことにして、ここでは二点だけ指摘しておく。まず軍人に対しても一般市民と同じく憲法上の権利が帰属することが承認された。軍隊 II 「異質な社会」観念が正式に葬りさられたわけである。次に北欧諸国や西ドイツ (当時) にみられる兵士組合の結成は認められなかったが、これに代えてイタリア特有の軍人代表機関が設けられた。これは軍紀改革運動の中で事実上存在していた機関を法認したという意味をもつが、他方では三大労組が鼎立しそれぞれの政党系列がはっきりしているイタリアにおいて兵士組合を認めると軍の中に政治的対立が持ち込まれることを危惧したという側面もある。

そこで本判決の検討であるが、思想表明の自由を規制する法規の違憲審査における二つの要件はイタリア憲法院の確立した判例となっている。第一の要件は、権利行使の規制は必要最小限度のものでなければならず、と読み取ることもできこの点ではわが国でもなじみの基準ということになる。そして審査の結果、平時軍刑法の当該規定は過度に広汎なものとされた。こ

ここではアメリカ連邦最高裁の *overbreadth* の理論や *vagueness* の理論が当然想起されることであるが、その影響を受けていると判断することはここでは差し控える。各国それぞれの憲法訴訟理論の固有の展開の結果ということもあろうはずだからである。第二の要件は規制目的に関わり、これと思想表明の自由との間で比較衡量がなされる。もちろんこの規制目的には憲法上の根拠がなければならぬ。イタリア憲法院は、発足（一九五六年）当初を除き、権利の内在的制約というアプローチを採っていないからである。ここでは思想表明の自由が民主主義原理の実現にとって不可欠であることが強調されているが、これもイタリア憲法院の一貫した立場を表明したもので、例えば一九六九年判決第八四号では思想表明の自由は「民主主義の試金石」とされている。ここで重要なのは本判決が憲法第五二条三項に言及し、これを「軍隊組織の民主的方向への発展」を要求しているものと捉えたことである。あれほど冷評された憲法第五二条三項に法規範性が付与されたのである。その上で軍隊固有の価値を過度に強調することを権威主義の表れとして明確に避け、バランスの針を思想表明の自由の側に傾けた。明言はしていないが一九七八法に結実した「軍隊」異質な社会」観念の拒絶を憲法院としても受け入れた。この二点が本判決の最大の特徴をなすと言つてよからう。

ところで表現の自由の問題に敏感なアメリカ連邦最高裁はこの観念に今日でも依拠しているように見える。例をあげよう。陸軍大尉（医官）がアメリカのヴェトナム戦争への介入を批判する演説を兵士たちに行なったこと等が統一軍法典第一三三二条

（将校および紳士たるにふさわしくない行為の禁止）同第一三四条（軍隊内における秩序と紀律を害する一切の紊乱行為および職務怠慢の禁止）等に違反するとして軍法会議において有罪とされ、連邦裁判所に人身保護令状の発布を求めた事件において連邦最高裁の多数意見は次のような軍隊観を披瀝している。軍隊は、当然に (*by necessity*)、市民社会から分離した特殊な社会である（傍点筆者）。両者の違いは、一旦ことあれば戦闘しまたは戦闘即応体制にあることが陸軍および海軍の主要な任務であるという事実に由来する。それ故軍隊に属する人々の権利は、軍紀と軍務という圧倒的な要請に適合するよう必然的に制約されなければならない。次いで多数意見は年来保持してきたこのような軍隊観に依拠して、軍法と市民法の違いに言及し、統一軍法典は一般の刑法典が市民の行為を規制するのよりもはるかに広範に軍人の行為を規制している、と述べる。軍隊および軍法の特異性をこれだけ過度に強調すれば統一軍法典の規定は当然に合憲ということになる。ここでは審査基準は事実上無きに等しい。実際多数意見は、統一軍法典の条項が漠然性の故に攻撃された場合には、その際の審査基準は経済活動を規制する立法の審査基準で足りるとし、同じく過度の広汎性の問題も、軍隊における服従の根本的必要性としてそのために紀律を課す必要性の故に軍隊外においては許されないことも軍隊内においては許されると説き、あっさりクリアーしている。

ステュアート判事の反対意見は、規模も小さく志願制で専門職業の軍人からなる昔の軍隊と徴兵制の下での大規模な現在の軍隊とは異なるとの時代の変化論の立場から軍人にも他の市民

と同様に禁止される行為の事前の正確な告知が必要とし、軍事的必要性によっても漠然かつ捉えどころのない (amorphous) 概括条項の存続はゆるめられないと説く、しかし彼も軍隊特殊社会論には異を唱えてはいない。

また空軍基地内で請願権を行使するためには事前に指揮官の承認を求める空軍規則の合憲性が問題となった事件においても、連邦最高裁の多数意見は同様な軍隊観に立ち当該規則を合憲としている。ブレナン判事の反対意見は、当該規則を事前抑制と捉え軍の余儀なき (compelling) 利益によっても正当化されないとするが、注目されるのは多数意見の依拠する軍事的必要性 (military necessity) に反論しているところであろう。彼は次のように述べる。「軍事的必要性の観念は広範な故に人を魅惑し、融通無礙 (plasticity) の故に危険なものである。それはいつても圧倒的重要性という外観を帯びているが故に、市民的自由の侵害を正当化するために安全保障上の「必要性」を引き出そうとの衝動がそこには常に控えている。そのため、軍事的とか完全保障上とかの議論には健全な懐疑の念をもってアプローチしなければならぬ。ことがこれだけの重要性をもつが故に政府が修正一条の権利の侵害を正当化するために軍事的必要性を援用したときには裁判所には注意深さが求められる」。

アメリカ連邦最高裁の多数意見が旧態依然たる「軍隊特殊社会論」および「軍事的必要性の観念」に固執し、軍人の表現の自由の問題を経済的自由の問題の次元で処理する態度を鮮明にしている中で、このブレナン判事の意見は幾分イタリア憲法院の立場に近いものを感じさせる。しかし彼の軍隊観そのもの

はしかく明確ではなく、「軍事的必要性の観念」に対しても警戒の念は表しているが、拒絶しているわけではないように思われる。⁶⁶

最後にわが国における議論を一瞥しておこう。自衛官が一般の市民と同様に基本的人権を享有することについては一九七〇年の最初の防衛白書にも「市民としての自衛官」論でもって承認されている。ただそこでは日本には「軍人としての特別の身分」が存在しないことを前提にして、自衛官も一般の市民と同質の存在だからという理由が示されている。この前提が崩れた場合にもこの結論が維持されるのは定かでない。軍隊異質な社会論が復活する余地はありそうである。実際、反戦自衛官裁判においてはこの観念の日本版とでもいべきものが登場してきている。⁶⁷

まず小西反軍裁判については他に文献もありここでは省く。もう一つの反戦自衛官懲戒免職処分取消請求事件第一審判決⁶⁸ととりあげよう。自衛官二名が他の自衛官等四名とともに、自衛隊の沖繩派兵中止・自衛官の人権保障等を記載した要求書を防衛庁正門付近で朗読のうえこれを他の声明文とともに防衛庁職員に手交し、さらに政治集会に参加して同趣旨の演説をしたことが自衛隊法第四六条二号の「隊員たるにふさわしくない行為」に該当するとして懲戒免職処分が付されたため同二名がその取消しを求めて提訴した事件である。東京地裁の判決文の調子は、端折て言うならば被告防衛庁側の主張に与して「自衛官たるものが不届きな」という口吻にあふれている。例えば原告らの行為が自衛隊の任務ないし自衛官の義務に背反する理由として自

衛隊の「実力組織としての性格に由来する本質的要請」なるものを持ち出し次のように言う。自衛隊の「任務を効果的に遂行するためには、防衛出動等の機会に限らず、不断から、一糸乱れぬ厳正な規律と強固な団結を保持することが不可欠」であり、「自衛隊の内部においては、これを所掌する者の判断と決定が最大限に尊重されなければならない、その反面、組織の一翼を担う個々の自衛官としては、右決定に従いこれを誠実に遂行する義務を負いこそすれ、右決定に反対しその中止や阻止を宣明することには必然的な制約がある」。また処分が憲法二一条に違反するとの主張に対しては、「原告らが、一般市民としての表現の自由を保障されるべきことは当然である」としながらも「自ら志願して我が国の防衛の職責を負う特別職の国家公務員の立場にありながら、自衛官の身分を保有したまま、むしろこれを利用して、前述のような手段、方法により、自衛隊の配備に関する政府の適法な決定に反対してその阻止をも宣明し又は自衛隊を誹謗中傷することは、たとえ勤務外であっても、服務の本旨や遵守すべき義務に抵触するものとして一定の制約を受けることがあるのは止むを得ない」ので本件処分は合憲とする。

この判決は暗黙のうち自衛隊とみなし、軍隊と異質な社会論に依拠していると思われぬ。というのは、「自衛隊の実力組織としての性格に由来する本質的要請」というのはアメリカの「軍事的必要性」を日本流に言い替えたものと受けとめることができるからである。この融通無礙な「本質的要請」に依拠して、判決は、自衛官に「一糸乱れぬ厳正な規律と強固な団結」を要求し、上官への事実上の全面的服従を説いている。

これは裁判官の「理想的軍人像」を自衛官に投射したものでなくんでなであろう。これでは自衛官には表現の自由に不可欠な「息づく間 (Breathing space)」が確保されない。自衛官にも一般市民としての表現の自由が保障されるのは当然と判決は言うが、これは実体を伴わない枕詞ないしは外交辞令として受け取るべきであろう。

本件においては自衛官と軍人の表現の自由が問題になつていたのであるから、ブレナン判事流に言えば裁判官は「健全な懐疑の念」をもってアプローチする必要があつた。遺憾ながらこの裁判官の「懐疑の念」は原告らの行為に向けられていたようである。ついでに、「自ら志願して」自衛官となつた以上表現の自由の制約はやむをえないとの論法に触れておきたい。いささか、いや全然腑に落ちないからである。この論法でいけばサラリーマンは会社の支店で、労働者は工場の門で、教師・学生は学校の門で、そして自衛官は基地のゲートでそれぞれ表現の自由と離れざるをえないことになる。それのみでなく、この判旨によれば、自衛官の場合には、二四時間人権を剥奪されていることになりかねない。「郷に入つては」の屈従の精神が透かし見えていやらしいし、魂への配慮(精神的自由)など構わずに「パンのみにて生きよ」と勧めているようで嘆かわしい。そう言えばこの国の最高裁は一九四七年の発足以来一度も表現の自由を軍配をあげたことがない。宜なるかな。軍人の表現の自由保障以前の段階に留まっている。

(1) 以下の叙述は、I diritti del soldato, a cura di F.

- Battistelli e altri, Feltrinelli, 1978 に依拠している。同書は、後に触れる一九七八年法の簡便なコンメンタールでもある。
- (2) Alberto Predieri, *La difesa e le forze armate*, in *Commentario sistematico alla Costituzione italiana*, vol. I, 1950, p. 478.
- (3) この二つの理論については贅言を要しないであろうが、*Grayned v. City of Rockford*, 408 U. S. 104 (1972) の法廷意見においてマージナル判事がオツカムの剃刀を存分に使用した名文で纏めてくれているのが至便である。
- (4) *Parker v. Levy*, 417 U. S. 733 (1974)。この判決は、古川純「自衛官と市民的自由」四・二七行政訴訟と比較軍法論の必要性―東京経大会誌九七・九八合併号(一九七六)において検討されている。
- (5) *Brown v. Gines*, 444 U. S. 348 (1980)。
- (6) わが国においては原野翹「軍人と表現の自由―アメリカの場合―」『岡山大学創立三十周年記念論文集』(一九八二)がこの「軍事的必要性」を的確に批判している。
- (7) 学説としては杉村敏正『防衛法』六五―六六頁(有斐閣、一九五八)、安田寛『防衛法概論』二二〇頁(オリエント書房、一九七九)参照。なおドイツに関しては、笹川紀勝「西ドイツの徴兵制」軍事民論三三号(一九八一)、山内敏広「西ドイツの軍隊と兵士の人権」独協法学一八号(一九八二)、水島朝穂「軍人の自由」ジュリスト九七八号(一九九二)参照。

- (8) さしあたり参照、小西誠『小西反軍裁判』(三二書房、一九八一)。
- (9) 東京地判一九八九年九月二十七日判例時報一三二五号二八頁。なお本事件についての関連資料が、注(4)の古川論文に掲載されている。

【付・イタリアの一九七八年軍紀に関する法】

軍紀に関する原則規定(一九七八年七月十一日法律第三八二号)

第一条【軍隊の任務】

① 軍隊は共和国に奉仕する。軍隊の組織および活動は憲法の諸原則に基づくものとする。

② 陸軍、海軍および空軍の任務は、宣誓に従い、かつ、命令に服して、祖国を防衛し、公の災害に際して自由な諸制度の擁護および国民全体の福祉に寄与することにある。

第二条【宣誓】

軍人は次の文言により宣誓を行なう。「イタリア共和国への忠誠、憲法および法律の遵守ならびに祖国の防衛および自由な諸制度の擁護のために規律と名誉をもって責務を完遂することを誓う」。

第三条【軍人の権利】

① 軍人には、共和国憲法により市民に認められた権利が帰属する。軍隊に固有の任務の遂行を確保するために、法律により、この権利の若干のもの行使の制限および憲法の諸原則

の範囲内における特別の義務の遵守を、軍人に対して課する。
 ②国家は、軍人の人格を保護し、かつ、推進し、ならびに軍人の生活の威厳ある待遇を保障するための実効措置を講ずるものとす。

第四条「軍人の責務」

①共和国の諸制度に対する絶対的忠誠は、軍人の責務の基礎である。

②軍人は、責任感および自覚的関与をもって、紀律および階級に関するすべての規定を遵守する。

③個人的関係においては、すべての軍人の均しい尊厳が保障されなければならない。

④命令は、現行規定に従い、紀律に適合し、役務に関わるものでなければならず、組織の任務を超えるものであってはならない。

⑤国家の諸制度に明白に敵対し、またはいずれにしてもその執行が明白に犯罪を構成する命令を受けた軍人は、当該命令を遂行することなく、かつ、ただちに上官に報告する義務を負う。

第五条「軍紀に関する規則」

①軍紀に関する規則は、本法律の執行としておよび本法律の施行後六か月以内に、両院の本作を管轄する常任委員会の意見を聴き、国防大臣の提案により、閣議の事前の決定に基づき、大統領令をもって、これを定める。

②軍人は、現役への編入から退役に至るまで、軍紀に関する規則を遵守しなければならない。

③軍紀に関する規則は、以下の条件の一に該当する軍人に対して適用されるものでなければならない。

a 軍役を遂行するもの。

b 軍事施設内にいるもの、またはいずれにしても軍役に仕えるもの。

c 制服を着用しているもの。

d 役務に関連して軍人とみなされるもの、または他の軍服を着用の軍人に随伴するものもしくははかくみなされるもの。

④前項の条件に該当しない場合にも、軍人は、本法律の規定に従い、宣誓、位階、秘密保護および軍事問題に関する当然の注意に付随する責務に関する軍紀規則の規定を遵守しなければならない。

⑤役務の遂行中および軍事施設内またはいずれにしても軍役に仕えているときには、制服の着用を義務づけられる。ただし役務に関する異なる規定がある場合にはこの限りでない。

⑥平服の着用は、休暇および賜暇中に、軍事施設外で認められる。軍大学における一年次、下士官学校における養成課程の最初の四か月間および軍学校の要請、ならびに特別の施設および設備の保安上の要請、施設外の作戦および訓練の要請による制限を除いて、自由外出時間中は平服の着用が認められる。

第六条「軍人の政治的権利」

①軍隊は、いかなる状況においても、政治的対立の局外に留まらなければならない。

②第五条三項に定める条件に該当する軍人は、政党、政治結

社および政治組織の集会ならびに示威行進に参加すること、政党、政治結社、政治組織もしくは国政および地方選挙の候補者に賛成または反対する宣伝活動を行なうことができない。

③ 国政または地方選挙の候補者たる軍人は、軍の施設外で、かつ、平服を着用して、政治および宣伝活動を行なうことができる。右の者は、選挙運動の期間内は特別休暇中にあるものとする。

④ 国会に選出された、または地方公共団体の公選の職に選出された職業軍人の休職に関する法律の規定を別として、県もしくはコミューネの公職に選出された徴兵による軍人または再召集された軍人は、軍役の要請と両立可能な範囲で、選出された職務の遂行を可能ならしめる部署に配属され、かつ、それに必要な時間を確保しうるようにされなければならない。

第七条「集会の権利」

① 軍事施設内における、またはいずれにしても軍役に仕えている場合における役務外の集会は禁止される。ただし第十九条に定める場合はこの限りでない。後者の場合には、いかなるときにも、権限ある指揮官と協議しなければならない。

② 前項の場所外では、明瞭に軍人とみなされる、または制服を着用した軍人の示威運動または集会は禁止される。

第八条「スト権の禁止、団結権の制限」

① 軍人は、ストライキ権を行使することができず、組合の性格を有する職能団体を結成することができず、その他の組合組織に加入することができない。

② 徴兵による軍人および一定期間再召集された軍人は、職種

別組合組織に加入することができ、またはその組合員に留まることができる。ただし第五条三項に定める条件に該当するときは、組合活動を行なうことが禁止される。

③ 軍人間における結社またはサークルの設立は、国防大臣の事前の許可に服する。

第九条「表現の自由」

① 軍人は、自己の著作を自由に公表し、公開の講演を開き、いずれにしても自己の思想を公に表明することができる。ただし当局の許可が必要とされる秘密の性格を有する軍事的利益または軍役に関わる論題が問題となるときは、この限りでない。

② 軍人は、さらに、勤務地において、いかなる書物、新聞またはその他の定期刊行物をも自ら所持することができる。

③ 本条に定める場合においても、第六条による宣伝活動の禁止が適用される。

第一〇条「知的・職業的教養」

① 国家は、軍人の文化的向上、市民意識の形成および専門的素養を推進し、その効果的遂行のための条件を整える。

② 前項の目的のために、とりわけ、教育課程、図書室ならびに文化的、政治的および娯楽的性格の出版物の売店の制度が定められるものとする。

第一一条「宗教の自由」

① 軍人は、いかなる宗派に属するものであれ、礼拝を行なうことができ、その宗派の司祭の立会いを受け入れることができる。軍紀に関する規則は、軍役と両立可能な範囲で、必要

な実施規定を定める。

② 軍事施設内における宗教活動への参加は任意なものとする。ただし役務に従事している場合はこの限りでない。

第十二条「移動の制限」

① 職務上の不可避の要請により、軍人は、駐屯地から離れることが禁止され、またはその時間および距離が制限される。

② 出国せんとする軍人は、たとえ短期間であっても、その許可を得なければならない。

第十三条「懲戒」

① 懲戒権は軍当局に帰属する。

② 軍紀上の義務違反に対しては、身分上の懲戒処分と身分上の懲戒処分を課する。

③ 身分上の懲戒処分については、法律でこれを定める。

④ 身分上の懲戒処分については、第一四条および第一五条に定める限界と方式の範囲内で、軍紀に関する規則でこれを定める。

第十四条「懲戒の種類」

① 身分上の懲戒処分は、戒告、譴責、禁足および重禁足とする。

② 戒告は口頭でなす。

③ 譴責は文書でなす。

④ 禁足は、最高限度連続七日までの自由外出の剝奪とする。

⑤ 重禁足は、軍紀に関する規則の定める方式に従い、最高限度一五日までの、軍事施設内の適切な場所（兵営もしくは艦内）または宿舍への拘束とする。

⑥ 禁足および重禁足は、それぞれ小隊長および部隊長または懲戒の対象となった軍人の勤務する機関により科すことができる。ただし緊急の必要がある場合および予防措置としてなされる場合はこの限りでない。

⑦ 重禁足処分は、軍紀に関する規則が明示的に定める行為に対してでなければ、これを科すことができない。

第十五条「懲戒処分手続」

① いかなる身分上の懲戒処分も、被懲戒者の異議申立てなしに、かつ、関係する軍人の弁明を聴取、検討せずに科すことはできない。

② 重禁足は、過失を犯した軍人と同一の階級の軍人一名および上位の階級の軍人二名の、計三名の軍人からなる委員会の意見を聴取して科すことができない。

右の者は、自己の属する機関の軍人のうちから自ら選任した弁護人または自ら選任しなかったときには職権により指定された弁護人により弁護される。弁護人は、右の委員会を構成する軍人より上位の者であつてはならない。懲戒処分手続において弁護人の職務を行使した軍人に対して、その職務の遂行中になした事実を理由として懲戒処分を科すことはできない。

右の委員会の構成および権能ならびに弁護人指定の方式と手続は、各軍隊の特別の組織および任務構成を勘案して軍紀に関する規則でこれを定める。

③ 緊急の必要がある場合には、部隊長は、懲戒処分の確定を待って、予防措置として最高限度四八時間までの暫定処分をただちにとることができる。

④軍紀に関する規則は、懲戒処分、禁足および重禁足の免除および二年間の善行の後の懲戒処分のあらゆる効果の消滅の措置がとられる場合を定める。

第一六条「不服申立て」

①一九七一年一月二四日大統領令第一一九九号第一条に定める上級機関は、処分を行なつた機関より上位の機関とする。

②身体上の懲戒処分に対しては、審査請求を尽くしたかまたは審査請求をなしてから九〇日が経過しなければ、裁判上の訴えまたは共和国大統領への特別訴えは認められない。

③いずれにしても、軍人は、軍紀に関する規則で定める方式により、身体上の懲戒処分の再審査を求める申立てをすることができ。

第一七条「政治的差別の禁止」

①軍人を政治的に差別する目的で情報記録を利用することは禁止される。

②民主的諸制度に対する反逆行為または活動により反ファシストの共和国憲法の諸価値への厳正な忠誠心に疑いをもたれた軍人に対して、機密および秘密の記録と情報を右の者が保持しているか否かを確認する手続を行なうことはできない。

第一八条「軍人代表機関」

①第一九条で定める権限を有する軍人代表機関を設ける。

②軍人代表機関は次のように区分される。

a 全国的かつ統合的の性格の中央機関。この機関は、必要に応じ、階級（士官、下士官および志願兵）別の統合委員会ならびに軍隊または軍団（陸軍、海軍、空軍、軍警および財務警察）別の部会に分節される。

b 司令部に付置される中間機関。

c 各軍隊または軍団の構成に即した最下級の部隊に付置される下部機関。

③中央および中間機関は、上官、下士官および志願兵の各階級の一定数の代議員より構成される。下部機関は、当該部隊に現存する右の各階級を代表する者により構成される。中央機関における各軍隊または軍団の代表は、各々の実人員に比例するものとする。

④徴兵による軍人は、代表機関の継続性を保証しうる任期をもって各軍隊の構成に即した最下級の部隊において選出された代議員により代表される。

⑤各下部機関の代表者の選挙に際しては、直接、記名式および秘密の投票を行なう。

⑥下部機関における徴兵による軍人の代表者は、その範囲内で半年ごとに中間機関への代議員を選出する。

⑦中間機関の代表者の選挙には、下部機関において選出された代表者が参加し、その範囲内で直接、記名式および秘密の投票により右の者を選出する。各下部機関の代表者は、選出すべき代議員数の二分の二を超えるものであつてはならない。同一の手続により、中間機関の代表者は中央機関への代議員を選出する。

⑧選出された者が職業軍人である場合には、その任期は二年とし、引き続いて再選されることができない。

⑨選出された者（職業軍人または徴兵による軍人）が任期途

中で退任した場合には、第一段階または第二段階の投票において次点となった軍人が残余期間を勤める。

第十九条「代表機関の権限」

①中央代表機関は、その権限の範囲内で見解および提案を作成しならびに要求を提出するために、設立された全部会の合同会議を開催するのを常例とする。右の会議は、作業計画を作成し、その実施を検証するために少なくとも毎年一回これを開くものとする。

②作成される見解および提案ならびに提出される要求が専ら個々の軍隊または軍団に関わる場合には、中央代表機関内に設立された部会の会議が常に開催される。作成される見解および提案ならびに提出される要求が個々の階級に関わる場合には、中央代表機関内に設立された委員会の会議が常に開催される。

③国防大臣は、第二四条に定める報告に関して、徴兵された者の状況に対する見解、提案および要求を聴取するために、中間機関における当該階級の代表者により選出された徴兵による軍人を毎年一回招集する。

④中央代表機関の権限は、軍人の地位、待遇、保護（法的、経済的、社会保障的、保健的、文化的および倫理的）に関し立法または規則の対象となるすべての事項につき見解、提案および要求を作成することにある。見解、提案、要求が徴兵の役務に係る事項に関する場合には、中間機関に選出された徴兵による軍人の意見を聴取しなければならない。右の見解、提案および要求は国防大臣に通知され、国防大臣は両院の当

該事項を管轄する常任委員会に、その要請により、事態の認識のためにこれを送付する。

⑤軍人中央代表機関は、自らの要請により、前項に定める事項につき、両院の当該事項を管轄する常任委員会において両院の議事規則に定める手続に従い自己の意見を述べることができる。

⑥中間および下部の軍人代表機関は、本条に定める事項を取り扱うための形式および方式を司令部および軍当局と協議する。

⑦いずれにしても、組織、訓練、作戦、兵站業務分野、階級・職務関係および任用に関する事項は、代表機関の権限から排斥される。

⑧代表機関は、さらに、次に掲げる分野に関して集団的中立をなす権能を有する。

軍役期間中の職務上の地位の保持、専門資格、軍役終了者の勤務活動への復帰

役務中のまたは役務を原因とする災害および疾病に対する保障

福祉、文化、娯楽および社会振興活動（家族に対するものも含む）

集会所および食堂の制度
保健・衛生条件

宿舎

⑨代表機関は、役務の要請と両立しうる限りにおいて、理事部の発案またはその構成員の五分の一の要請により、理事部

がこれを招集する。

⑩福祉、文化、娯楽および社会振興活動（家族に対するものも含む）に関する事項において何らかの措置をとる場合には、権限ある軍当局は、州、県、ムーネとの関係につき中間または下部代表機関の支援を求めることができる。

第二〇条「代表機関の自律」

①代表機関の構成員の任務の遂行を制約しまたは制限する行為は、いずれにしてもこれを禁止する。

②代表機関に選出された職業軍人または徴兵による軍人の勤務地の移動が、任務の遂行を害する場合には、右の軍人の属する代表機関と協議しなければならない。

③国防大臣は、中央機関がその構成員の絶対多数をもって可決した軍人代表の組織および機能に関する内部規則を、省令により官報に公布する。同じ省令により、国防大臣は、退役および年金生活の軍人のそれぞれの組織により委任された代表との連繫規定を定める。

④本法律の施行後一二〇日以内に、第五条一項に定める方式により、第一八条および第一九条に含まれる規定の実施規定を制定するものとする。

第二一条「懲戒処分免除」

①一九七七年一月三〇日までに軍人の犯した紀律違反を理由として科したまたは科さるべき身体上の懲戒処分は、これを免除する。免除された懲戒処分は、関係者の身上調査に記載してはならない。

②本法律の施行後九〇日以内に関係者が申立てをした場合に

は、軍紀に関する規則の改革の必要を求めてなした行動を理由とする勤務地の移動は、これを取消す。

③軍人の勤務評定に関する現行規定の特例として、一九七一年以降の軍紀の改革要求を理由とする負の評価記録の取消を求めて国防大臣に対して審査請求をなすことができる。

第二二条「廃止規定」

平時軍刑法第四〇条は、これを廃止する。

第二三条「懲戒処分の不適用」

本法律による権利の行使に対しては、懲戒処分を科さない。

第二四条「国防大臣の報告」

国防大臣は、毎年二月三十一日までに軍紀に関する状況報告を国会に提出する。

第二五条「経過規定」

軍紀に関する新規規則が施行されるまでは、一九六四年一月三十一日の大統領令により制定された軍紀に関する規定が、本法律に抵触しない限り、適用される。

第二六条「廃止規定」

本法律の規定と抵触する他の法律の規定は、すべてこれを廃止する。

〔本稿は一九九一年一月の岡山大学公法判例研究会および関西憲法判例研究会において報告したものに加筆修正したものである。有益な助言をいただいた会員諸兄に謝意を表す。〕